

## 東近江市税条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年2月28日提出

東近江市長 小 椋 正 清

### 東近江市税条例の一部を改正する条例

東近江市税条例（平成17年東近江市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第89条中「のいずれかに該当する者が所有し、かつ、使用する軽自動車等について」を「に掲げる軽自動車等のうち」に、「対して課する」を「については、」に改め、「は、これ」を削り、同条第2号中「生活扶助を受ける者」の次に「が所有するもの」を加え、同条第3号中「者」を「もの」に改める。

第91条第10項を削る。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第5条の改正規定は、平成31年1月1日から施行する。